

町有地売払い実施要領  
【物件名：旧宝達保育所跡地】

石川県宝達志水町  
財政課

# 目 次

	ページ
町有地の売払いについて	2
1 売払い物件	2
2 買受申込み方法等	2, 3
3 売却先の決定方法	3, 4
4 契約の締結、売買代金の支払い方法等	4
5 所有権の移転、物件の引渡し等	4, 5
6 用途の制限	5
7 隣接する町有地（地下埋設物）	5
8 その他	5
9 位置図	6
10 売払いフロー	7
11 登記簿	8
12 地図（地籍図）	9
13 上下水道管	10

## 町有地の売払いについて

宝達志水町では、下記の土地を売却します。地域の振興発展に寄与し土地を有効活用する事業者等を募集し、提出された書類の資格審査を行い適合者の中から入札参加者を決定します。

また、宝達志水町があらかじめ定めた売却予定価格で公募し、入札方式により売却先を決定します。

買受けを希望される方は、この実施要領をよく読み、内容を十分に把握したうえで、お申し込みください。

### 1 売払い物件 物件名：旧宝達保育所跡地

土地

所在地	地目	実測面積 (登記面積)
宝達志水町上田キ 147 番 2	宅地	1, 267. 67 m <sup>2</sup> (1, 267. 67 m <sup>2</sup> )
宝達志水町上田サ 2 番 1	宅地	240. 50 m <sup>2</sup> (240. 50 m <sup>2</sup> )

合計 1, 508. 17 m<sup>2</sup> (1, 508. 17 m<sup>2</sup>)

【最低売却価格】 3, 010, 000 円 (2, 000 円/m<sup>2</sup>)

#### 【売買物件に係る固定資産税予定額】

令和 7 年度概算税相当額 (現行法による)

土地 (近隣の標準宅地に基づき算定) 約 38, 100 円

### 2 買受申込み方法等

#### (1) 申込用紙の配布場所

令和 6 年 10 月 1 日 (火) より宝達志水町財政課窓口にて

(石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18 番地 1 宝達志水町役場 2 階)

TEL : 0767-29-8220

※ 申込用紙は、町ホームページの「町有地売払い」からダウンロードできません。

申込用紙の配布時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

なお、土日祝日は配布しておりません。

#### (2) 申込資格

申込みは個人又は法人とします。ただし、次に該当する方は申込みできません。

[申込みできない方]

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者

- ア 成年被後見人
- イ 被補助人、被保佐人、又は未成年であつて、契約締結のための必要な同意を得ていない者
- ウ 破産者で復権を得ていない者
- ② 市町村税を滞納している者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する者
- ④ 団体の活動として破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又はその役職員もしくは構成員
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する「観察処分」を受ける団体及びその関係者
- ⑥ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑦ 売払い物件を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備とする用途目的である者

### （3）申込方法

申込受付期間中に下記の必要書類を添付して直接持参するか郵送（各種書留、配達記録、宅急便等の配達の記録が残る方法）としてください。

ただし、書類等に不備がある場合は受付できません。

#### ① 申込受付期間

令和6年10月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで

受付は土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

#### ② 申込み先

〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18 番地 1

宝達志水町財政課管財係（宝達志水町役場2階）

#### ③ 提出書類

ア 町有地買受申込書兼受付書(様式第1号) ※ 実印を押印のこと

イ 個人の場合 印鑑証明書、住民票（抄本）

法人の場合 印鑑証明書、法人登記簿謄本の写し

ウ 土地利用計画書(様式第2号)

※ 当計画書のスケジュールは、令和7年度末までを記載して下さい。

エ 誓約書(様式第3号) ※ 実印を押印のこと

オ 委任状(様式第4号)

※ 代理人により買受申込しようとする場合のみ。また、証明書類は、3か月以内のものをご用意ください。

### 3 売却先の決定方法

- （1）申込受付期間中に有効な申請書類等の資格審査を行い、適合と認められる者の中から入札参加者を決定するものとします。

- (2) 適合と認められる者にその旨を通知します。
- (3) 後日、適合と認められた者の中から入札参加者へ入札案内を通知します。
- (4) 入札により、売却先を決定します。
- (5) 落札者の決定方法
  - ① 宝達志水町が定めた最低売却価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者とします。
  - ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。
- (6) 再度入札
  - ① 最低売却価格の公表により、再度入札は行いません。
  - ② 入札参加者が談合し、または不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札を延期し、もしくは入札の執行を中止することがあります。
  - ③ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期、または中止することがあります。なお、この場合において、入札のために要した費用を宝達志水町に請求することはできません。

#### 4 契約の締結、売買代金の支払い方法等

- (1) 買受者（共有名義で申込みした場合は共有者全員の名義）は、町が指定する期日までに、町と売買契約を締結していただきます。
  - ※ 契約は町有地買受申込書兼受付書に書かれた名義にて行います。単独名義で申し込まれた方が共有名義にて契約する、というようなことはできませんので、ご注意ください。
- (2) 町が指定する期日までに売買代金を一括して支払っていただきます。
- (3) 買受者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡できません。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。
- (5) 実地調査
  - 契約の履行を確認するため、宝達志水町が土地の利用状況等についての実地調査を行う際には、買受者に協力していただきます。協力していただけない場合、違約金が発生します。
- (6) 違約金
  - 買受者は、用途の制限に違反した場合は売買代金の3割に相当する金額を違約金として宝達志水町に支払わなくてはなりません。

#### 5 所有権の移転、物件の引渡し等

- (1) 売買代金が全額支払われたときに、所有権移転登記に関する手続きを宝達志水町が行います。（登録免許税は買受者負担となります。登記手続きは通常2週間程度要します。）
- (2) 所有権移転登記手続きが完了した後、現地立会いの上、現状有姿での土地を引き渡します。

- (3) 売買代金支払い完了後、買受者を義務者として課される公租公課は買受者の負担となります。

## 6 用途の制限

当該物件については、契約において以下の制限、条件が付されますのでご注意ください。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団等の事務所その他これらに属する用途に供してはならない」こと。
- (2) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供してはならない」こと。
- (3) 売払い物件に工場及び事業所を建設予定するなどは、騒音規制法に従い工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに生活環境を保全し、地域住民の健康の保護に資すること。
- (4) 売払い物件を再生可能エネルギー発電とする用途目的であってはならない。

## 7 隣接する町有地

- (1) 上田サ2番5 地下埋設物

当該地には、簡易水道（かわいけ水道）の給水管が布設（H=600 φ40 ポリエチレン管）されており、売り払いの対象としておりません。

- (2) 上田キ147番30ほか 旧宝達保育所駐車場用地

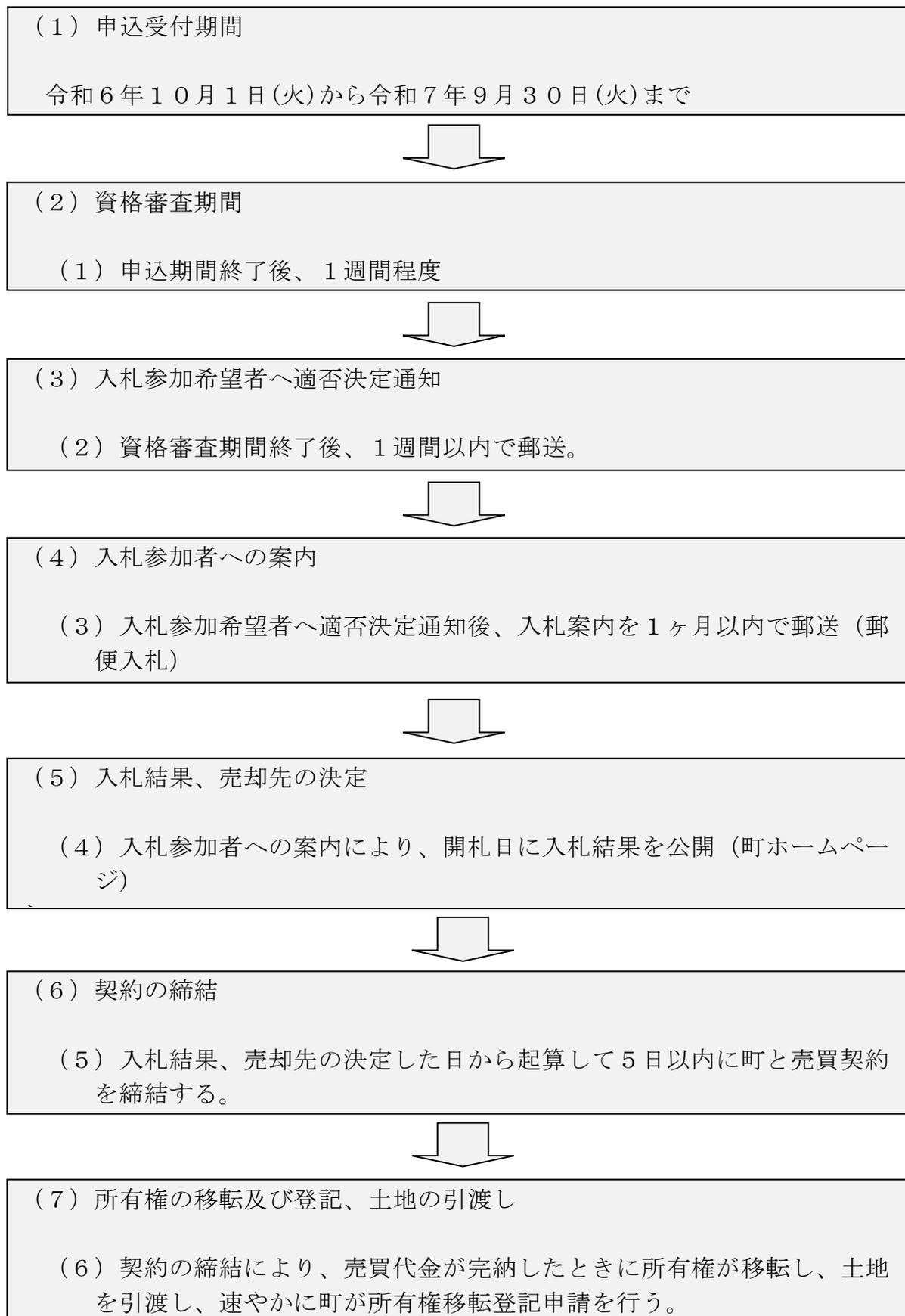
当該地には、下水道の本管が埋設されており、売り払いの対象としておりません。  
なお、買受者において当該地を使用したい場合など、貸付は可能ですのでご相談ください。

## 8 その他

- (1) 買受希望者は、この実施要領の記載内容等をすべて承知した上でお申込みください。
- (2) 物件にかかる現地案内・現地説明会は行いません。
- (3) ライフライン整備（道路、水路、上・下水道、電気、ガス及び電話等の引込みに係る手続き及び費用）は、各々の管理者及び事業者と協議してください。
- (4) 売払い物件の隣接土地所有者、地域住民及び当該土地利用に関する調整等については、すべて買受者において行ってください。
- (5) 買受者は、売買契約締結後、売却物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (6) 買受者が売買契約に定める義務を履行しないために宝達志水町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。



## 10 売払いのフロー

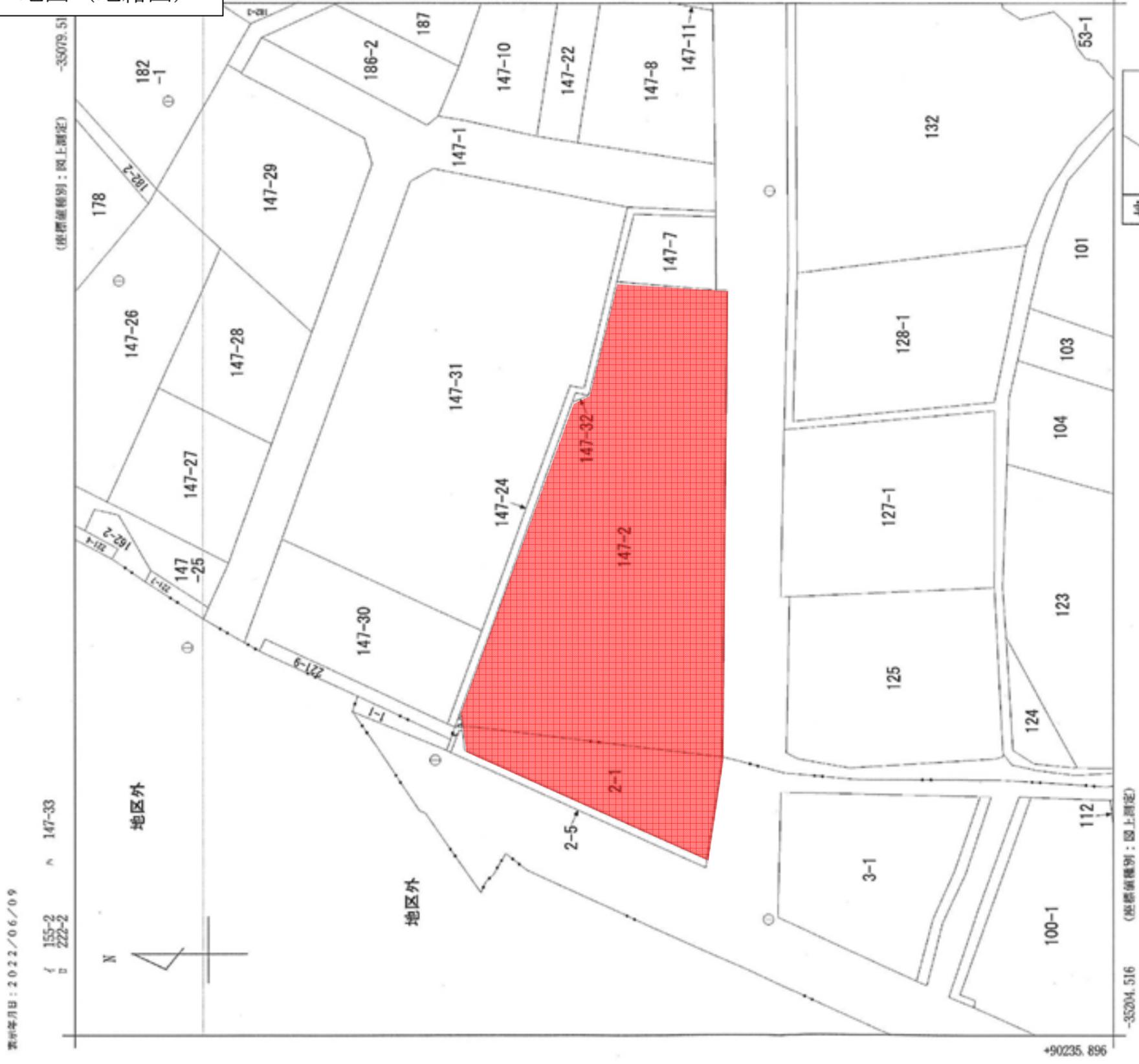


11 登記簿

不動産	土地	不動産番号 2202005194233 羽咋郡宝達志水町上田キ147番2 宅地 1267・67平方メートル
-----	----	--

不動産	土地	不動産番号 2202005194043 羽咋郡宝達志水町上田サ2番1 宅地 240・50平方メートル
-----	----	---

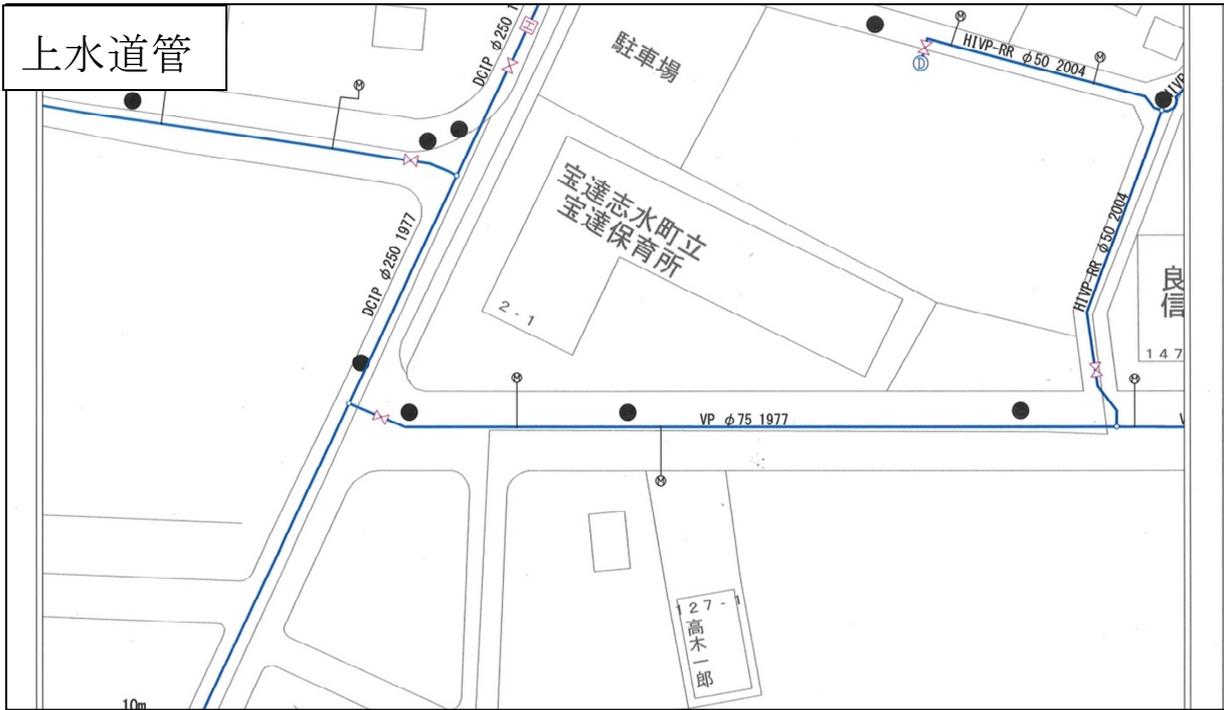
12 地図 (地籍図)



請求部分	所在	羽咋郡宝達志水町上田キ	地番	147番2
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号は記号
作成年月日	昭和56年11月	VII	分類	地図(法第14条第1項)
		備年月日(原因)	昭和59年10月2日	補記事項

# 13 上下水道管

## 上水道管



## 下水道管

